



2024年10月から、さらに社会保険加入対象が拡大しました。

短時間勤務でも社会保険加入対象へ

加入したくない
扶養範囲でいい...

手取りが減るの？

加入したら年金額は
増える？

どのくらい働くと加入になる？

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
(※基本給及び諸手当をさします)
ただし、通勤手当・残業代・賞与等は含みません。
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない(※休学中や夜間学生は加入対象です)

加入対象の事業所は？

厚生年金保険の被保険者数

2016年10月～ 501人以上	2022年10月～ 101人以上	2024年10月～ 51人以上
---------------------	---------------------	----------------------------

上記条件に全て該当し、かつ厚生年金保険の被保険者数51人以上を雇用する事業主に雇用されている場合、加入対象となります。



これから働こうと考えているA子さんの場合(50歳、1975年生)

		扶養内で非課税	マイペースで	フルタイムに近いくらい
20～30歳は会社員で年収約300万円 31歳で結婚して配偶者の扶養に入る 子どもが高校卒業したので 51歳から65歳まで働こうと思っている		配偶者扶養内にこだわる 社保・税金なし 約100万円/年	無理しないペース 社保加入 約120万円/年	できるだけ働く 社保加入 約200万円/年
月額	収入	84,000	100,000	168,000
	社会保険料 ※1	0	15,417	26,712
	所得税 ※2	0	0	2,740
年額	収入	1,008,000	1,200,000	2,016,000
	社会保険料	0	185,004	320,544
	社会保険料・税金を除いた手取り	1,008,000	1,014,996	1,662,576

あくまでシミュレーションであり、実際の金額と異なる場合があります。

※1: 厚生年金、健康保険(協会けんぽ大阪支部)、雇用保険の合計

※2: 所得税の他、前年所得に対して住民税が別途課税されます。

単位:円

100万円なら0円なのに120万円働いたら約18万円も...?

51歳から65歳まで働いたら？

やっぱり扶養内で働いて、社会保険には加入したくないかも

厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」から概算

15年間払込む社会保険料	0	2,775,060	4,808,160
15年間加入による年金増加分(月)	0	7,400	12,900

15年も働いて、月額の違いはたったそれだけ...?

ちょっと待って！65歳から85歳、95歳まで受給したら？

1975年1月生まれのA子さんの場合
将来、受給できる年金額は？



会社員
約300万円

年齢 20-30



夫の扶養内パート
子育てなど

年齢 31-50



51歳から
再就職したい

年齢 51-65

厚生労働省「公的年金シュミレーター」から財団作成
<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>
表の数字は試算であり、実際の金額とは必ずしも一致しません。



扶養内で非課税

マイペースで

フルタイムに
近いくらい

51歳からの働き方・年収	100万円	120万円	200万円
社会保険への加入	非加入	加入	加入
51歳～65歳まで払込んだ社会保険料合計	0	2,775,060	4,808,160
65歳支給年金/年	990,000	UP → 1,180,000	UP → 1,230,000
66歳以降支給年金/年	990,000	1,210,000	1,260,000
51歳～非加入だった場合との支給年金額の差額/年	0	220,000	270,000
65歳から85歳までの支給差額合計(年額×20年)	0	UP → 4,400,000	5,400,000
65歳から95歳までの支給差額合計(年額×30年)	0	6,600,000	8,100,000

払い損かと思ったけど…
20年受給すると、払込金額より、受給額が多い
もし長生きして30年だとさらに1.5倍になる…

たくさん働くと、たくさん負担するけど
20年30年受給すると、受給金額の
差が大きい…女性の平均寿命だと…

今の手取りが減っても将来の年金額が増える分、A子さん個人はプラスにはなってるんですね。
※世帯で考えた場合は、配偶者手当対象かどうかなどによりプラスにならないこともあります。

30秒でわかる「社会課題」はココから！

でも51歳から15年間、社会保険に加入して働いても、
年額約120万円、月額10万円って、生活できない…のでは？
年金って、こんなにももらえないものなんですか？



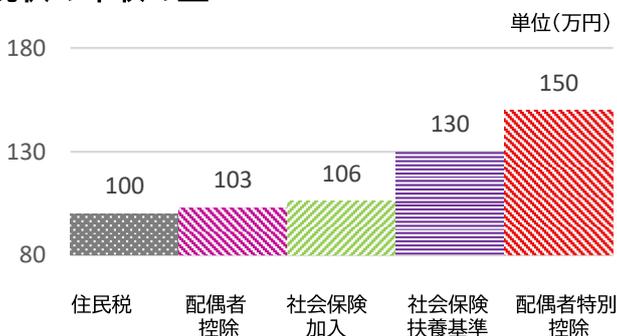
男女間賃金格差(賃金構造基本統計調査/厚生労働省,2021)



賃金に男女格差があり、
女性は働いていても「低年金」になってしまいやすい。
→離婚時に、婚姻期間の夫の厚生年金部分を分割できる
場合もあるが、不足することもある。
→結果、単身での老後の生活設計で困窮する場合がある。

女性は「低賃金」「低年金」の傾向が強いので、それなら扶養内でいいかも、と考えてしまいがちですが、
収入の高い男性(夫)と妻という世帯単位ではなく、「個人」で社会保障を考えることが必要です。

現状の年収の壁



政策動向

「106万円の壁」は撤廃される議論がされています。
(2024年11月現在) 今後、社会保険加入対象が、企業規模に関係なく、週20時間以上勤務になるなど、社会の変化(例: 共働き世帯の増加)にあわせた制度改革がされると、配偶者の扶養範囲は縮小の方向が考えられます。
「103万円の壁」「130万円の壁」についても改正の方向で検討が始まっています。